

素案

北九州市農林水産業振興計画

(令和4年度～令和8年度)

北九州市産業経済局

第1章 計画策定にあたって

1 計画の位置付け

本市は、平成28年に「北九州市農林水産業振興計画」を策定し、「農林水産業の所得向上」、「新鮮で安全安心な農林水産物の提供」、「市民や地域から共感される農林水産業」を目指して様々な施策を展開してきました。

計画期間中、市内の農林水産業の生産は概ね維持されてきましたが、従事者の減少や高齢化の進行には歯止めがかかっておらず、非常に厳しい状況に置かれています。

また、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大により社会や人々の生活様式が大きく変化し、その影響は、農林水産業の生産、流通、消費までの各場面に及んでいます。

こうした農林水産業を取り巻く情勢、本市の農林水産業が抱える課題、これまでの5か年の取組の成果を踏まえ、今後5年間に本市が取り組むべき農林水産業施策の指針として新たな「北九州市農林水産業振興計画」を策定しました。

なお、本計画は、都市農業振興基本法第10条に基づく「都市農業の振興に関する計画（地方計画）」に位置付けられるものです。

2 計画期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

3 本市農林水産業の現状

北九州市は製造業中心の都市であるものの、小倉南区南部や若松区西部を中心に農業が営まれ、市域の4割を森林が占め日本海（筑前海）と瀬戸内海（豊前海）の両方に面するなど自然に恵まれ、市民に身近なところで農林水産業が営まれています。

（1）農業

本市の農地は、主に門司区東部、小倉南区、八幡西区南部、若松区に分布しています。作付面積では水稻が7割を占めていますが、生産額では野菜が5割以上を占めています。キャベツ、トマト、すいか、しゅんぎくが代表的な品目です。

農家戸数は減少傾向にあり、平成27年から令和2年までの5年間で2割以上減少しました。農家戸数の減少にもかかわらず生産金額は概ね維持されています。しかし、65歳以上の従事者が全体の75%以上と高齢化が進行しており、担い手不足による生産水準の低下が懸念されています。

農家戸数

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
戸 数	3,793	3,261	3,003	2,609	2,023

資料：農林業センサス

農業生産額

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
生産額（百万円）	6,440	5,400	3,927	4,218	4,182

資料：北九州市農林課

基幹的農業従事者の高齢化率

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
65 歳以上の割合 (%)		59.7	64.3	70.0	75.2

資料：

（2）畜産業

小倉南区、若松区を中心に肉用牛が約 600 頭、乳用牛が約 40 頭飼養されており、黒毛和牛の一部は「小倉牛」のブランドで販売されています。鶏は、小倉南区、八幡西区、若松区で約 3 万 4 千羽が飼養されています。都市化の進行や後継者不足により畜産農家は減少を続け、令和 2 年時点で 13 戸となっています。

畜産農家戸数

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
牛	22	18	13	8	8
豚	3	3	1	0	0
鶏	13	9	6	6	5
合計	38	30	20	14	13

資料：北九州市総合農事センター

（3）水産業

本市は、関門海峡をはさんで日本海（筑前海）と瀬戸内海（豊前海）に面しており、これら三つの海域の特性に応じた漁業が営まれています。

響灘では、タイ、ブリ、ヒラメなどを対象とした「釣り」、「刺網」、「小型定置網」や、アワビ、サザエなどの「磯根漁業」が盛んに行われています。

関門海峡では、タコ、カサゴ、クロダイなどを対象とした「たこつぼ」、「釣り」、「小

型底びき網」などが営まれています。

豊前海では、ガザミ、コウイカ、スズキなどを対象とした、「かご」、「刺網」、「小型定置網」などのほか、「カキ養殖」も盛んです。

生産額は概ね維持されていますが、経営体数は減少傾向にあり、漁業従事者の高齢化も進行しています。

漁業経営体数

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
経営体数	680	643	548	441	419

資料：北九州市水産課

漁業生産額

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和元年
生産額（百万円）	3,656	4,160	2,673	3,032	3,252

資料：北九州市水産課

（４）林業

本市の森林は、市域（49,195ha）の約４割（18,598 ha）を占め、木材の生産や特用林産物の生産などの経済的機能と共に、土砂災害防止、水源のかん養などのさまざまな公益的機能を有し、環境の保全に貢献しています。

本市の林業は、木材価格の長期低迷等から森林所有者の経営意欲が減退し、林業生産活動は長期間停滞しています。

森林面積

（単位：ha、％）

区 分	区域面積	国 有 林	民 有 林	計	森林比率
門司区	7,367	—	3,404	3,404	46.2
小倉北区	3,923	—	377	377	9.6
小倉南区	17,174	1,462	7,828	9,290	54.1
若松区	7,131	48	1,552	1,600	22.4
八幡東区	3,626	627	1,083	1,710	47.2
八幡西区	8,313	734	1,483	2,217	26.7
戸畑区	1,661	—	—	—	—
合 計	49,195	2,871	15,727	18,598	37.8

資料：福岡県遠賀川地域森林計画書：平成 29 年 4 月現在

(5) 防災・安全対策

①ため池

市内には498か所の農業用ため池があります。その多くは江戸時代以前につくられたものであり、権利者の世代交代や離農や高齢化により、適切な管理及び保全が課題となっています。計画的な防災対策を実施するため、決壊した場合に周辺の地域に被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として219か所を指定しています。

市内農業用ため池箇所数

(単位：箇所)

管理主体	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡西	八幡東	戸畑	計
公有	3	2	11	58	78	4	0	156
民有	56	4	195	78	9	0	0	342
合計	59	6	206	136	87	4	0	498

資料：北九州市農林課

②放置竹林

市内の竹林面積は約1,900ヘクタールで全国有数の面積を有し、市内の森林面積の1割を占めます。そのうち、ブランド農産物である「合馬たけのこ」の生産などに利用され適正に管理されている竹林は8%程度で、残りの竹林は放置された状態にある「放置竹林」と推定されます。

③鳥獣被害

近年、野生鳥獣による農業被害は減少傾向にありますが、イノシシやサルが市街地に頻繁に出没するようになり、生活環境被害が問題になっている地域があります。近年は、シカ、タヌキ、アライグマなどによる被害も見られるようになってきました。

鳥獣被害相談件数

区別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
門司区	343	276	351	290	530
小倉北区	102	119	154	133	147
小倉南区	263	92	196	169	253
若松区	157	88	167	79	282
八幡東区	149	80	102	130	263
八幡西区	253	190	216	283	420
戸畑区	27	19	37	31	38
計	1,294	864	1,223	1,115	1,933

資料：北九州市鳥獣被害対策課

4 農林水産業を取り巻く環境の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成へ向けた取り組みの強化

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年9月の国連サミットで採択され、17の目標と169のターゲットから構成されています。

2018年6月、本市は、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市である「SDGs未来都市」に国から選定されました。「北九州市 SDGs 未来都市計画」を策定して、SDGsの達成に向けて様々な取組を進めています。

(2) 「半農半X」に代表される農村への関心の高まり（田園回帰）

近年、農村の魅力の再発見により、都市と農村を人々が行き交う、いわゆる「田園回帰」による人の流れが全国的に広がりをを見せています。また、農業と他の仕事を組み合わせたライフスタイルである「半農半X」も注目されています。新型コロナウイルス感染症の拡大によりリモートワークが広がっていることや、大都市圏の人口過密を避ける動きが広がっていることなどにより、農村への関心がますます高まっています。

(3) 平成30年7月豪雨（西日本豪雨）などの自然災害の激甚化

近年、大規模な自然災害が多発し、全国各地で農産物や農業用施設等に甚大な被害が生じています。平成29年7月九州北部豪雨では、福岡県朝倉市を中心に土砂災害や河川の氾濫が発生したほか、ため池の決壊も発生しました。平成30年7月豪雨では、西日本の広範囲で浸水や土砂災害等の被害が生じたほか、広島県を中心として32か所のため池が決壊し、ため池の下流に大きな被害を与えました。令和元年東日本台風では、東日本の広い範囲で河川の氾濫が相次ぎ、甚大な被害が生じました。令和2年7月豪雨では、熊本県球磨川流域で大規模な氾濫が発生するなど、九州を中心に各地で大きな被害が生じました。

(4) 気温上昇や海水温上昇など地球温暖化の影響

地球温暖化による気温上昇や海水温の上昇が顕在化しており、農林水産業にも影響を及ぼしつつあります。農業では生育障害や品質低下など、漁業では藻場の消失や漁場の北上などの影響が現れています。

(5) 食に対する安全・安心への関心の高まり

健康志向により食の安全・安心への関心が高まっており、農林水産物についても農薬、化学肥料、畜産用・水産用医薬品、抗生物質、遺伝子組み換え技術等の使用について関心を持つ消費者が増えています。

(6) 環太平洋経済連携協定（TPP）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の発効

平成30年12月に、米国を除く環太平洋11か国が参加した環太平洋経済連携協定（TPP）が発効したのに続き、令和4年1月には、ASEAN諸国や中国、オーストラリアなどが参加した東アジア地域包括的経済連携（RCEP）が発効する予定です。

関税の引き下げによる農林水産物の輸入の増加や国内価格の低下が懸念される一方、日本産の農林水産物の輸出増加が期待されています。

(7) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和2年春以降、新型コロナウイルス感染症が拡大し、経済・社会に大きな影響が出ました。農林水産業では、飲食店の休業、観光の自粛、イベントの縮小・中止などにより和牛、鮮魚、花きなどの需要が減少し、価格が下落しました。野菜については、家庭内の消費が好調で全体としては堅調に推移してきましたが、学校の休校の影響で給食向けの一部の品目で需要が減少しました。市内でも少なからぬ農林水産業者が影響を受けたところではあります。

(8) ウッドショックの影響

アメリカでは新型コロナウイルス感染症による影響で落ち込んだ経済が回復する中、住宅建築需要が増加して木材需要が高まり、木材価格が高騰しました。この影響により我が国が輸入する木材の価格も上昇し、1970年代に発生した「オイルショック」になぞらえて「ウッドショック」と呼ばれています。輸入材が高騰し、品薄となる中、国産材に注目が集まっています。

(9) デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展

ロボット、AI、IoT等のデジタル技術が急速に発展しており、経済・社会の様々な分野でデジタル化が推進されています。

農林水産業の分野でも、これまでは自動化や省力化が難しいとされた人手に頼る作業や経験と勘に頼る作業についても、デジタル技術の活用が試みられています。具体的には、自動走行トラクタ、無人草刈機、水田の水管理システム、ドローン空撮画像の解析による栽培管理などの開発や実用化が進められており、農作業の省力化・効率化、農産物の高品質化などが期待されています。

(10) ゲノム編集技術の登場と農業分野への応用

ゲノム編集とは、ある生物がもともと持っている遺伝子を効率的に変化させる技術です。この技術を用いると従来の品種改良に比べ、商用化までにかかる時間やコストが大幅に下がると言われています。すでに、ゲノム編集により血圧を下げる成分を多く含むように品種改良されたトマトの販売が開始されるなど農業分野での応用が進められています。

5 国の動向

近年、国が策定した農林水産業に関する計画等のうち、主なものは次のとおりです。少子高齢化や人口減少の進行、地球温暖化等の気候変動、持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえ、持続可能な農林水産業を目指そうとしています。

（１）「水産基本計画」（平成 29 年 4 月策定）

産業としての生産性向上と所得の増大、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全と管理、水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮という基本的な方針の下、持続可能な漁業・養殖業の確立、多面的機能の発揮の促進等、講ずべき施策を示しました。

（２）「食料・農業・農村基本計画」（令和 2 年 3 月策定）

「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として推進し、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立するという基本的な方針の下、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の確保・育成、農村を支える新たな動きや活力の創出、農業生産・流通現場のイノベーションの促進、気候変動への対応等環境政策の推進等、講ずべき施策を示しました。

（３）「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月策定）

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針として策定され、2050 年までに目指す姿として、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬の使用量を50%低減、有機農業の取組面積の割合を25%に拡大等、を示しました。

（４）「森林・林業基本計画」（令和 3 年 6 月策定）

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現するという基本方針の下、森林資源の適切な管理・利用、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造等、講ずべき施策を示しました。

6 計画策定にあたっての課題と視点

(1) 継続的な課題

① 担い手の確保・育成

本市の農林水産業の従事者数は、全国的な傾向と同様に減少し続けています。このため、前計画では、新規就業に関する相談や研修、給付金の交付等の支援などに取り組み、新たな担い手が現れてきました。しかし、全体的に見ると従事者の減少や高齢化に歯止めをかけるまでには至っていません。このまま推移すると、現在の生産水準の維持も困難になると見込まれることから、担い手の確保、育成が引き続き大きな課題となっています。

② 生産性向上、所得の向上

本市の農業経営体の多くが分散した小区画の農地で農業を営んでおり、生産性の向上が図りにくくなっています。このため、前計画では担い手への農地の集積や認定農業者の所得向上に取り組み、一定の成果が上がりました。

本市の水産業については、全国的な傾向と同様に、海水温上昇等の海洋環境の変化や、開発による藻場、干潟、砂浜等の水産生物の生息域の減少により、長期的には漁獲量は減少傾向にあります。このため、前計画では種苗放流や藻場の造成等に取り組み、漁獲量は年間4,000トン程度を維持しています。

将来の担い手を確保していくためには、生産性向上、所得の向上・安定を図り、農林水産業が職業として魅力あるものとする必要があります。

(2) 強化すべき分野

① 多面的機能

農地や森林などは、洪水防止、水源涵養等の機能を有しており、農林水産業のみならず市民の生命・財産を守る役割を果たしています。近年、豪雨や台風による災害が激甚化しており、農林水産業の多面的機能がますます重要になっています。こうした機能を十分に発揮するためには、農林水産業が営まれることにより農地や森林などが適切に管理されていることが必要です。

② 市民との連携

本市の農林水産業は、100万人近くの人口を抱える大都市近郊の市民に身近なところで営まれています。新鮮で安全・安心であることなどの魅力を発信し、市内産農林水産物のファンを増やして消費を増やしていくことが、本市の農林水産業の維持・発展につながります。また、市民農園や農業体験など市民が農林水産業に関わることのできる機会を創出することも、市民の理解を深めていくために必要です。

(3) 新たな課題

① スマート農林水産業の推進

本市の農林水産業の現場では、担い手の減少や高齢化が進行しており、人手不足や技術の伝承が課題となっています。そこで、ロボット技術や情報通信技術(ICT)などのデジタル技術を活用して、省力化、効率化、生産物の高品質化などを実現するスマート農林水産業の推進がこうした課題の解決の一助になると考えられます。

② SDGs への貢献

農林水産業は、自然の恵みを受けて成り立っており、その基盤となる自然環境を適切に維持管理することが不可欠です。「目標 14 海の豊かさを守ろう」、「目標 15 陸の豊かさも守ろう」は、農林水産業に深く関連しています。

農林水産業が持続可能であることは、「目標 12 つくる責任 使う責任」に関連し、食料が安定的に供給できることでもあるので、「目標 2 飢餓をゼロに」にも結びつきます。

このほかにも、安全で安心な農林水産物の提供は、「目標 3 すべての人に健康と福祉を」に、農林水産業の生産性向上や所得増大は、「目標 8 働きがいも経済成長も」に、スマート農林水産業の推進は「目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう」に、防災の観点での多面的機能の発揮は、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」や「目標 13 気候変動に具合的な対策を」に関連します。

さらには、生産者、流通業者、消費者など様々な立場の方々が農林水産業に関わっているため、「目標 17 パートナリシップで目標を達成しよう」にも関連します。

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の休業やイベントの自粛等により、農林水産物の需要が落ち込み、高級品を中心に一部の農林水産物は出荷先を失ってしまいましたが、一部の生産地では、インターネット通信販売を利用して消費者と直接取引するなど新たな販路を開拓しようとする動きが見られます。

消費者においては、自宅で食事や料理する機会が増え、インターネット通信販売を利用した農林水産物の購入も増加しています。今後は、こうした農林水産物の流通、消費、生活の変化に対応した施策を展開していく必要があります。

7 包括的な政策理念

(1) SDGs

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称であり、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として2015年9月の国連サミットで採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された具体的指針です。

本市は、2018年6月に、全国で初めて「SDGs未来都市」（経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市）及び「自治体SDGsモデル事業」（特に先導的な取組）に選定され、国と連携しながら成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげることを目指しています。

一方、農山漁村には、環境・経営の面で持続的な発展を可能とする再生可能エネルギーのポテンシャルやバイオマス、在来作物など様々な資源が存在し、気候変動の緩和や生物多様性の保全等の取組が実践されており、農林水産省においても、「農林水産業 × 環境・技術 × SDGs」として農林水産・食品分野におけるSDGsについて理解を深め、農山漁村の持続的な発展につながる取組を促進しています。

これらの動き踏まえ、本計画においても、本市農林水産業における取組がSDGsの達成につながることを目指します。

(2) ワンヘルス

「ワンヘルス」とは、感染症予防のためには、人の健康だけではなく、病原体を保有し運ぶ家畜やペットの健康や、病原体の宿主となり得る野生生物の生存領域である自然環境を一体的に守っていく必要があるという理念であり、福岡県は令和2年12月に全国初となる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。これを受けて、本市においても、ワンヘルスを実践する先進的な都市のモデルとなるべく「ワンヘルスの推進」を宣言し、感染症対策や環境保全、人と動物の共生社会づくり等の活動を、ワンヘルスの理念のもと積極的に取り組み、感染症に対応した安心して暮らせる社会の実現を目指すこととしています。

本計画においても、健全な環境下における安全な農林水産物の生産・消費、食育推進することで、ワンヘルスの推進につなげていきます。

(3) New U

「New U」とは、本市への若者世代の定住・移住の促進、若者の力によって都市の魅力向上させることを目的に、10代から30代の若年層をターゲットに、自然と都会が融けあうコンパクトシティである北九州市らしさと、SDGs未来都市としてダイバーシティの推進による「みんなが活躍できるまち」をビジョンとして掲げる本市の戦略、公害克服してきた本市の歴史から「あたらしいことを、はじめやすい都市。福岡県北九州市。」をタグラインとして令和3年7月に本市が定めた地方創生のための都市ブランドです。

本計画においても、「半農半X」など農村への関心高まりをきっかけとして、農業および水産業における新規就業者の定着支援を行うことで、「New U」のコンセプトに沿った施策を実施します。

第2章 目標と基本方針

1 目標 「多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現」

消費地である都市に近接して営まれている本市の農林水産業は、四季折々の新鮮で安全・安心な農林水産物を提供し、市民の食生活に彩りを添え、豊かにしています。農地や森林などは、洪水防止、水源涵養などの多面的機能を発揮して市民の暮らしを守り、その景観は、都市部で生活する市民にうるおいや安らぎを与えています。

本市の農林水産業は、豊かで安心・安全な市民生活に貢献していますが、全国的な傾向と同様に担い手の減少や高齢化により厳しい状況に置かれています。

今後も農林水産業を維持していくために、生産性の向上、所得の向上・安定を図り、農林水産業を魅力あるものにして担い手を確保していくことが必要です。多くの市民が農林水産業に何らかの形で関わり、理解を深めてもらうことも、都市の近くで農林水産業を維持していくために重要です。さらには、社会全体が持続可能であることを目指しており、SDGsの達成に農林水産業も貢献が求められます。

そこで、本計画の目標を「多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現」として、様々な施策を展開していきます。

【目指す姿】

「多様な担い手による持続可能な都市型農林水産業の実現」に向けて取り組み、10年後の本市の農林水産業の目指す姿を次のとおりとします。

○多様な担い手が育ち、2020年の生産水準が維持されている。

○農地、森林、漁場環境が保全され、多面的機能を発揮している。

○市民の農林水産業の理解や評価が高まっている。

2 施策体系

基本方針Ⅰ 担い手の確保と所得向上

【施策体系】

1 多様な担い手の確保

農業生産の中核に位置付けられる認定農業者の経営安定化に向けた支援を行うとともに、新規就業者の確保・育成を図るため情報発信、相談、研修、経営支援などに総合的に取り組みます。また、福祉施設等と連携した障害者の就業や半農半Xのライフスタイルを実践する移住希望者の受入れ、漁業体験会などにより、多様な担い手を確保します。

施策分野	重点施策
(1) 産業の担い手	認定農業者の経営安定化
(2) 地域の担い手	地域リーダーの育成
(3) 新たな担い手	ワンストップ支援体制の構築
	農福連携の推進
	半農半Xによる移住促進

2 生産力向上

農林水産業者の所得を向上させるため、担い手への農地集積に向けた地域の話し合い活動の推進、スマート技術の導入などに取り組み、生産性の向上を図ります。

また、持続的な木材生産や適正な人工林の管理を目指す森林経営計画の作成支援やスマート技術を活用した漁場管理などに取り組みます。

施策分野	重点施策
(1) 担い手への農地集積	むらづくり活動の活性化
(2) 所得の向上、安定化	農業へのスマート技術の導入
(3) 森林経営の支援	森林経営計画の策定
(4) 資源管理型漁業の推進	スマート技術を活用した漁場管理

【成果指標】 農林水産業年間生産額 74億円

基本方針Ⅱ 生産環境の保全・整備

【施策体系】

1 生産基盤整備

農林水産業の生産基盤である「ほ場」、「林道」、「漁港」の整備に引き続き取り組み、作業効率の向上を図るとともに、荒廃農地の回復、農業施設の適正な管理などに取り組み、農林水産業を持続できる生産環境を整備します。

施策分野	重点施策
(1) 遊休農地の発生防止・解消	農地復旧支援
(2) ほ場整備	ほ場整備
(3) 農業施設の適正管理	農業施設維持管理計画の策定
(4) 林道の整備	林道の開設・改築
(5) 漁港整備	水産物供給基盤整備

2 国土保全・公益的機能の向上

洪水や土砂災害の防止等の国土保全の観点から、農業用ため池の防災対策、荒廃森林の整備、放置竹林の拡大抑止などに取り組みます。

また、生物多様性に富み、水産生物の産卵場や育成場となる藻場・干潟の造成・保全や環境負荷の軽減に寄与する有機農業の推進にも取り組みます。

施策分野	重点施策
(1) ため池防災対策の推進	防災重点農業用ため池対策
(2) 荒廃森林の整備	強度間伐等の実施
(3) 放置竹林の拡大防止	行政による竹林整備
(4) 漁場環境の保全と整備	藻場・干潟の造成・保全
(5) 環境負荷の低減	有機農業の推進

【成果指標】 多面的機能を評価する市民の割合 ○○%以上

基本方針Ⅲ 都市と共存する農林水産業の推進

【施策体系】

1 地産地消の推進

100万人都市圏の消費地市場に近接しているメリットを活かし、SNSによる情報発信、学校給食での利用促進、直売所や朝市への支援などにより市内産農林水産物の市内での消費を促進します。

施策分野	重点施策
(1) 情報発信の強化	SNS等を活用した情報発信
(2) 食育の推進	学校給食での市内農林水産物の利用拡大
(3) 農商工連携	業種マッチングの仲介
(4) ブランド化支援	ブランド化支援
(5) 流通・販売支援	直売所・朝市支援
	Eコマース支援

2 市民との共生・協働

市民に身近な場所で農林水産業が営まれていることを活かし、農業や漁業の体験イベントの開催、森林公園の整備、総合農事センターの機能強化などに取り組み、市民が農林水産業にふれあい親しむ機会を提供するとともに、市民に憩いの場を提供します。

近年、野生のイノシシやサルの出没が農業地域のみならず市街地へも増加しており、市民からの相談も大幅に増加しています。このため、市民の理解と協力を得ながら、人と野生鳥獣の共生を目指した総合的な取組を進めていきます。

施策分野	重点施策
(1) 農林漁業体験機会の提供	体験イベントの開催
(2) 市民への憩いの場の提供	森林公園の整備
(3) 鳥獣被害の軽減	野生鳥獣とすみ分けできる環境づくり
(4) 総合農事センターの機能強化	「農業のショールーム」としての取組強化

【成果指標】 地産地消を実践する市民の割合 ○○%以上

3 施策を横断する重点的な取組

(1) 北九州市版むらづくり活動の活性化

地域の良好な農業生産環境を維持していくためには、地域が主体となった話し合いを通じて地域農業の将来像を描き、優良な農地の確保や担い手への農地の集積・集約を図っていく必要があります。

そこで、地域が主体となった「地域課題抽出の話し合いの場」の創出に向けた支援に取り組めます。

ア 福岡県の「むらづくりコーディネーター」を派遣により地域での話し合いを支援して地域の課題を抽出し、意見を取りまとめます。

イ 市をはじめ、県、JAなどの関係機関（地域協議会）による伴走型支援を通して農村コミュニティの活性化を図ります。

エ 地域の担い手を取りまとめ、話し合いを主導する地域リーダーとなる人材を発掘し、育成を図ります。

ウ 地域リーダーの下、基盤整備をはじめとした課題解決策について地域における話し合いを継続し、事業実施等の実行プランを作成します。

(2) 多様な担い手が農林水産業に関わる仕組みづくり

農林水産業の生産水準を維持し、農林水産業が持つ多面的機能を発揮させていくためには、農山漁村に人を呼び込み農林水産業に関わってもらうことが必要です。生産の中核となる認定農業者などプロフェッショナルの生産者に加え、半農半Xなど他の仕事をしながら農林水産業も営むことを希望する移住者や、生きがいや自身につながる社会参画の場を求めている障害者など多様な人々が担い手となれる仕組みを作ります。

ア 認定農業者の所得向上に向けた課題やニーズを把握し、解決策を検討するとともに、補助・融資制度等の支援施策を周知します。また、補助事業については、補助対象や補助率の見直し等により充実を図ります。

イ 新規就農希望の相談を受け付け、新規就農者研修、利用可能な農地、新規就農に係る各種助成制度などの情報提供を一括して行うワンストップ支援体制を構築します。

ウ 本市への移住と就農を促進するため、市ホームページやSNSなどを通して、本市での就農促進に向けた情報を発信するとともに、大都市圏で開催される合同就農説明会等に積極的に参加し、本市への移住と就農に関する情報発信や相談会を行います。

エ 農業者と障害者団体のマッチングに向けた環境を整備し、J Aと連携した農業者のニーズやシーズの調査や情報発信、障害者団体に対する農福連携研修などを行っていきます。

(3) スマート技術の導入による生産流通体制の効率化

高齢化や労働力不足が進む中で農林水産業の生産を効率化するためには、生産から流通の現場で依然として多く残っている人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業を自動化、省力化していく必要があります。

ア 国の事業を活用してスマート農業の実証に取り組むほか、展示会の開催等によりスマート農業技術に関する情報を発信します。また、実証の成果を踏まえ、スマート農業技術の導入支援策を検討し、生産性の高い農業を実現できる環境作りを目指します。

イ 最新の観測機器を活用した調査により、魚礁や天然礁の位置、水産生物の生息状況や資源量を正確、高精度に把握することにより、生産性を向上しながら適切な水産資源を管理します。

第3章 主要施策

I 担い手の確保と所得向上

1 多様な担い手の確保

(1) 産業の担い手

①認定農業者の経営安定化

J A、県普及指導センターなど、関係機関と連携して農業者の所得向上に向けた課題やニーズの把握、解決策の検討を行うとともに、補助・融資制度、専門家（農業経営相談所）の活用などの支援施策の周知を行っていく。

さらに、認定農業者を対象とした補助事業についても、補助対象や補助率の見直し等による支援の充実を図ることで、2020年と同等の認定農業者数を確保する。

②経営継承者の経営安定化

農業後継者に対しては、補助事業の優先採択や補助率の上乗せなど、次世代の担い手となる農業者を重点的に支援する仕組みを構築する。

③漁業経営の安定化

水産業における6次産業化を目指す漁業者グループなどが行う事業に対して支援を行い、水産業の生産部門のみならず、新たな販路開拓など、関連ビジネス分野への進出を目指すことで漁労所得の向上を図る。

さらに、高鮮度保持技術などの新技術や、地域資源を積極的に活用した付加価値の向上対策などについても支援を行う。

(2) 地域の担い手

①地域リーダーの育成

地域農業の将来像を描く話し合いを行う中で、地域の担い手を取りまとめ、話し合いを主導する地域リーダーとなる人材を発掘し、育成を図る。

(3) 新たな担い手

①ワンストップ支援体制の構築

就農希望の相談を受け付け、新規就農者研修、利用可能な農地、新規就農に係る各種助成制度などの情報提供を一括して行うワンストップ支援体制を構築する。ワンストップ支援を十分に機能させるため、次のことに取り組む。

ア 就農希望者が円滑かつ早期に農地を確保できるよう、農業委員会と連携して、新規就農者が利用可能な農地のリストを作成する。

イ 就農希望者が具体的な営農スタイルをイメージしながら就農できるよう、JAや普及指導センターと連携して「新規就農モデル」を作成し、就農希望者へ提示する。

なお、法人化を希望する農業者については、専門知識を有する機関につなぎ適切な支援が行われるよう、中小企業支援センターなど関係機関と協力体制を構築する。

②研修の充実（新規就農、漁師塾等）

就農希望者への技術的な支援として、新農業者育成研修を継続するとともに、ステップアップの支援として、スマート農業技術を活用した栽培技術取得研修や農家での実地研修などを実施し、研修制度を充実する。

持続的な漁業を実現し、将来の漁業の担い手の確保と育成を図るため、漁業体験や研修等を通じて市民等が漁業に触れる機会を創出し、新規就業者の確保を支援する。

③新規就業者の定着促進

JAや県等関係機関と連携しながら、新規就農者へ経営の核となる作物の選定に係るアドバイスや部会への加入の働きかけを行うとともに、指導農業士、青年農業士、女性農村アドバイザーなどによる営農活動の支援などを行い、地域でのフォローアップによる新規就農や農業後継者の育成力向上を図っていく。

国、県、JAの補助・融資事業を有効に活用するほか、市単独の補助・融資事業についても維持・拡充を図り、就農希望者の経営段階に応じた資金支援事業を実施する。

④農福連携の促進

農福連携の推進に向けて市の関係部局と連携し、農業者と障害者団体のマッチングに向けた環境を整備し、JAと連携した農業者のニーズやシーズの調査（福岡県のコーディネーター事業を活用）や情報発信、障害者団体に対して実施する総合農事センターでの農福連携研修などを行っていく。これらにより、市内における農業者から障害者団体

への作業委託や直接雇用の実績創出を目指す。

⑤半農半Xによる移住促進

田園回帰や地方移住への関心の高まりをとらえ、本市への移住と就農を促進するため、市ホームページやSNSなどを通して、本市での就農促進に向けた情報発信を行う。特に、本市の新規就農者や若手農業者の農業活動を中心に取り上げ、就農希望者が本市での就農イメージを持つことのできる情報の発信を行っていく。

また、首都圏や関西圏等の大都市圏で開催される合同就農説明会等に積極的に参加し、本市への移住と就農に関する情報発信や相談会を行う。

2 生産力の向上

(1) 担い手への農地集約

①むらづくり活動の活性化

地域の良好な農業生産環境の維持へ向けて、地域が主体となった話し合いを通じて地域農業の将来像を描き、優良な農地の確保や担い手への農地の集積・集約を図っていくため、地域が主体となった「地域課題抽出の話し合いの場」の創出に向けた支援に取り組む。

また、法制化が予定されている人・農地プランの策定を希望する地域についても、地域が主体となった計画策定に対して伴走型の支援を行い、中心となる経営体への農地集積を進めるほか、大規模な基盤整備以外にも、畦畔除去による大区画化などの支援施策について、国や県の補助事業・交付金などを活用しながら推進する。

(2) 所得の向上、安定化

①スマート技術の導入

スマート農業の普及に向けて、国の制度等を活用してスマート農業の実証に取り組むほか、先進的なスマート農業技術の展示会の開催や、総合農事センターでスマート農業技術の普及を促進する取り組みなどを行う。

また、実証の成果を踏まえ、農作業の省力化や新規就農者の生産技術向上などに資するスマート農業技術の導入支援策を検討し、若者や女性を含む新たな農業者（新規就農者、半農半X等）や高齢の農業者でも生産性の高い農業の実現が可能な環境作りを目指す。

②施設・機械の導入

ア 農業用施設・整備

農業用施設や機械の整備を促進し、生産性を高めていくため、営農の発展が見込まれる土地基盤整備や担い手の確保が進んだ地域への重点的な投資を行うと共に、スマート農業や脱炭素・温暖化対策など時代のニーズにあったメニューへの重点化と、生産性や所得向上に効果的な施設や機械整備に対する集中的な支援を行っていく。

イ 漁業施設改善整備

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援する。

漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施

設整備について支援を強化する。

③収入保険等による経営の安定化

農業者の所得安定のため、既存の価格安定事業の費用対効果について検証を行い、国が進める収入保険への加入促進を行う。

④市内産素牛利用による経営の安定化

小倉牛の生産コスト削減を図るため、市場価格よりも安価な市内産子牛の増産を支援する。

また、生産農家に対して、子牛から出荷までの各段階での飼養管理指導を行い、飼料価格や素牛（もとうし）価格等の外部環境の変動に対応できる安定した経営基盤づくりを支援する。

（3）森林経営の支援

①森林経営管理制度の活用

ア 森林経営管理制度による森林所有者への意向調査

森林経営管理制度による森林所有者への意向調査や森林の状況を把握することにより、施業の集約化が可能な森林の所在を明らかにする。

イ 森林経営計画作成の支援

持続的な木材生産や適正な人工林の管理を目指し、事業者が行う森林経営計画作成を支援する。

②公有施設での木材利用促進

市内産を含めた国産木材の利用を促進するため、森林環境譲与税を活用し、公共施設に国産木材を使用した施設を整備または導入する。

③木材生産の促進

市営林を計画的に皆伐、再造林し、持続可能な循環型の木材利用を目指す。

(4) 資源管理型漁業の推進

①スマート技術を活用した漁場管理

最新の観測機器を活用した調査により、魚礁や天然礁の位置、水産生物の生息状況や資源量を正確、高精度に把握することにより、生産性を向上しながらも適切な資源管理を行うことのできる効率性と持続性が両立する漁業を目指す。

②種苗放流

水産資源を回復させるため、種苗の育成や放流を行う漁業者に対する支援を継続するとともに、より効果的な放流方法についての検討を行い、種苗放流事業を強化していく。

③養殖業の推進

本市の養殖業の主力であるカキ養殖については、養殖水域の環境保全に取り組み、持続的な養殖を目指す。また、新たな養殖魚種の導入に向けて漁業者が行う試験養殖等の取組を支援する。

Ⅱ 生産環境の保全・整備

1 生産基盤整備

(1) 遊休農地の発生防止・解消

①農地パトロールの活性化

遊休農地の発生を早期に把握するため、農業委員会の協力を得て、農業委員や農地利用最適化推進委員が実施している農地の見回り活動の回数を増加する。

②むらづくり活動の活性化（再掲）

地域の良好な農業生産環境の維持へ向けて、地域が主体となった話し合いを通じて地域農業の将来像を描き、優良な農地の確保や担い手への農地の集積・集約を図っていくため、地域が主体となった「地域課題抽出の話し合いの場」の創出に向けた支援に取り組む。

また、法制化が予定されている人・農地プランの策定を希望する地域についても、地域が主体となった計画策定に対して伴走型の支援を行い、中心となる経営体への農地集積を進めるほか、大規模な基盤整備以外にも、畦畔除去による大区画化などの支援施策について、国や県の補助事業・交付金などを活用しながら推進する。

③遊休農地復旧支援

農業委員会と連携して遊休農地解消に取り組む体制を構築するとともに、地域が主体となった話し合いの場で遊休農地の解消を課題として取り上げ、残すべき農地について合意形成を進めると共に、農家が農地を保全する取り組みを支援する施策の創設など、遊休農地解消に向けた支援策を検討する。

(2) ほ場整備

①地域活動の支援

農業生産性（労働生産性、土地生産性）の向上、農業構造の改善（担い手の育成、安定的・持続的な営農）を図るため、意欲ある担い手や後継者が多い地区において、農業者と協議しながらほ場整備を推進する。

②ほ場整備の実施

平成29年度に基本設計に着手したものの、事業が休止状態にある若松区有毛浜田地区について、地元調整を進め、早期の事業再開を図る。

(3) 農業施設の適正管理

①維持管理計画の策定

農業施設を安全で効率的に維持管理していくため、廃止を念頭においた施設の見直しや計画的な維持管理・更新を実施する。維持管理の方針については、小規模な施設には従来通りの事後保全とするが、更新に多額の費用が必要となる施設(ゲート、ポンプ)については、維持管理計画を策定し、コストの縮減と平準化を図る。

②農業施設の長寿命化と計画的更新

水門やポンプといった農業施設の長寿命化計画を策定し、予防保全と事後保全による計画的な維持・更新を実施することにより、維持管理コストの低減を図る。

また、市街化などの要因による農地の減少により、未利用となる見込みの施設については、費用対効果を考慮したうえで、廃止を検討していく。

③未利用施設の有効活用

産業構造の変化などの要因により、未利用となった施設や土地、農業用として利用されなくなったため池などについて、廃止したうえで調節池等の他用途への転用や、貸付・売却を行い、有効利用を図る。

(4) 林道の整備

①林道の開設・改築

全国森林計画、遠賀川地域森林計画、本市森林整備計画に掲げる整備中の合馬線、辻三線2路線の開設、改築(2,717m)に引き続き取り組む。

また、生産環境基盤の機能向上や費用対効果等の検討を行い、本市の森林整備に必要な路線については整備を計画する。

②橋梁点検・長寿命化

林道施設の長寿命化の観点から橋りょう点検及び補修を計画的に行う。

(5) 漁港整備

①水産物供給基盤整備事業

「機能保全計画」に基づき、定期的な漁港施設の点検を行うとともに、漁港の重要度及び施設の特性に応じて優先順位を定め、計画的なかつ適切な時期に機能保全対策を実施する。

また、施設整備が遅れている曾根漁港の整備を促進するとともに、性能が満足していない藍島漁港の防災機能の強化を行う。他の漁港においても、施設の老朽化や漂砂などの課題が生じており、これらの対策に取り組む。

②漁港照明灯のLED化

漁港照明灯の光熱費の節減および長寿命化を図るため、「北九州市環境モデル都市行動計画」に基づき、低炭素社会づくりに向けて、水銀・ナトリウム灯からLED灯への交換を進める。

③漁業施設改善整備（再掲）

漁具倉庫や荷さばき所などの漁業関連施設の維持管理コストの削減や高齢者に対応した施設への更新等について支援する。

漁獲物の付加価値を高める活魚水槽の整備や加工施設など、漁業者が共同利用する施設整備について支援を強化する。

2 国土保全・公益的機能の向上

(1) ため池防災対策の推進

①防災重点農業用ため池対策

「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、ため池の劣化状況評価、豪雨・地震耐性評価、防災工事を実施するとともに、農業用として利用されていないため池については、廃止や調節池等の他用途への転用を進める。

②洪水調節機能強化

ため池の降った雨を貯留し、下流域の洪水被害を軽減する洪水調節機能を高めるため、『低水管理』や『事前放流』を実施し、ため池の決壊や下流域の洪水リスクの低減を図る。

(2) 荒廃森林の整備

①強度間伐等の実施

平成30年度から令和9年度までの10年間で水源涵養や土砂災害防止等の公益的機能が発揮できなくなるおそれのあるスギ・ヒノキ等人工林において強度間伐等を実施し、公益的機能を長期に発揮できる森林に整備する。

②森林公園等の整備

森林公園等において、支障木の除去や広葉樹の植栽を行い、展示効果の高い森林を整備する。

また、園路や施設を整備し、市民に森林レクリエーションの場としての質の高い森林を提供する。

③J-クレジットの活用

市有林を含めた市内の森林経営に必要な資金調達的手法として、J-クレジット制度（省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組によるCO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度）の活用に向けて検討していく。

(3) 放置竹林の拡大防止

①行政による竹林整備

ア 竹林の分布状況等データ整備

航空写真等から、竹林の分布状況、傾斜等の情報を全市的にデータ整備、解析したデータを活用して竹林整備を行い、竹林の利活用を図るとともに、必要に応じて再調査を行うなどデータ更新を図る。

イ 竹林の伐採、他樹種への転換

急傾斜地の竹林は、災害が発生すると近接する住宅や道路被害を及ぼすおそれがあるため、伐採して他の樹種を植栽し、再び竹林に戻らないよう管理しながら森林化を図る。

また、森林所有者が自ら同様の取組を行う場合、国の助成制度など情報提供等を行う。

②竹材の利用促進

竹材の安定供給と産業用資材としての利用を促進するため、たけのこ生産者等の竹林所有者や竹林整備に取り組むNPO等が行う、竹材を集積し、産業用資材等として販売する取組を支援する。

③竹林整備を行う市民活動の支援

市民団体等が行う竹林整備では、活動を継続するための資金の確保が課題となっている。このため、竹材やたけのこを活用する事業を組み合わせた収益が得られる竹林整備の取組を支援する。

また、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用など、竹林伐採に取り組む事業者を支援する。

(4) 漁場環境の保全と整備

①藻場・干潟の造成・保全

水産生物の産卵場や育成場となる藻場や干潟等の保全や再生を行い、持続的に水産資源が生産可能な環境を整備することにより、高品質な水産物の安定的に供給を図る。

②漁場環境保全活動の支援

漁業者自らが主体となって取り組む、母藻投入や食害生物であるウニの駆除などの藻場保全活動や、底質を改善する海底耕うんなどの漁場環境保全活動を積極的に支援する。

(5) 環境負荷の軽減

①有機農業の推進

市内農業者を対象にした有機農業に関する講習会を開催して、取組に向けた啓発を図るとともに、総合農事センターにおいては、有機農業に移行するための実証試験を行い、収量やコストなどの課題を把握する。

②G A P

農業者を対象にG A P（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理 農業における「食品安全」「環境保全」「労働安全」等の考え方を統合し、持続可能な農業生産を確保するための取組）に関する説明会を開催して啓発・情報発信を実施し、G A Pの取組を通じて、環境に配慮した持続的で効率的な経営の実現や農産物の魅力向上を図る。

③低炭素化技術導入支援

農業における脱炭素・温暖化対策を推進するため、国の方針や先進事例などの情報収集、市内外の企業との連携による新技術の開発や導入を行うほか、農林水産だよりや市政だより、SNSなどの媒体を活用した農業者や消費者に対する啓発活動を実施する。

Ⅲ 都市と共存する農林水産業の推進

1 地産地消の推進

(1) 情報発信の強化

① SNSを活用した情報発信

クリエイティブディレクターなど専門家の知見や若者を中心とした市民の意見を踏まえたPR戦略を策定し、本市の農業や食に関する情報についてSNSを通じて若年層へPRするなど、情報を届けたい層に「刺さる」情報発信活動を展開する。

(2) イベントの開催

① イベントの開催

本市農林水産物のPRやブランド化の推進、「食」によるにぎわいを創出するため、毎年開催する「農林水産まつり」を始め、本市の農林水産物をテーマとした各種イベントに積極的に取り組み、「食」イベントによるにぎわいづくりを推進する。

(3) 食育の推進

① 農作業体験学習の充実

小学校を対象とした「わくわく農業体験」では、バケツ稲や農家等による講演の実施を通して、本市農業についての知識と関心を高める取り組みを継続していくとともに、総合農事センターの施設を活用することで、収穫の喜びだけでなく、除草などの生産過程の苦勞も理解できる工夫をしていく。

また、関係部局と連携し、中学校や高等学校で行われている総合的な学習の時間の活用や、大学では地域実習として「農業」をテーマに学習する仕掛けを検討し、若者に農業を取り巻く問題について知識を深めてもらうとともに、若者の目線での課題解決の取り組み創出につなげていく。

② 学校給食での市内産農林水産物の利用拡大

学校給食で地元産の農産物を食べることは、子どもたちの市内農業への関心を高め、地元の味としてシビックプライドの向上につながるため、教育委員会、学校給食協会、JA、青果卸売業者と連携し、新たなメニューの開発や少量でも市内産農産物を使用できる仕組みを構築し、使用品目数や使用量の増加に取り組む。

(4) 農商工連携

①異業種マッチングの仲介

付加価値を高めた農林水産物を販売したいと考える生産者・団体に対しては、農商工連携など異業種とのマッチング仲介やクラウドファンディングによる資金調達の支援など新たな仕組みの活用に向けて情報収集に努める。

(5) ブランド化支援

①ブランド化支援

品質評価の高い市内産農産物については、北九州市の「食」を代表するブランドとして、販売者であるJAを主体とした、知名度を高めるPR活動などに取り組んでいく。

「若松潮風®」など意欲のあるブランドの広報等に対して支援を行うほか、様々なチャンネルを使用した市民向けのPR（旬の時期、購入可能な店舗、産地の状況など）を行い、知名度を高めることで、市内での消費拡大につなげていく。

(6) 流通・販売支援

①直売所・朝市支援

JAをはじめとした直売所運営者と連携し、直売所マップの作成に加え、地元いちばんホームページやSNSによる旬の食材等の情報発信を行い直売所利用者の増大に取り組む。

②Eコマース支援

新型コロナウイルス感染症拡大により外食の利用が減少する一方、家での食事の機会が増え、インターネット販売等のEコマースの利用が増加していることから、市内の農林水産業者等がEコマースを活用する取組を支援する。

2 市民との協働・田園回帰

(1) 農林漁業体験機会の提供

①体験イベントの開催

市民が農林水産業や食に対する理解を深めることができるよう、産地見学会を開催して生産者との交流の場を設けるほか、農業や漁業を体験できるイベントを開催する。

(2) 市民への憩いの場の提供

①指定管理者と連携した総合農事センターの魅力向上

指定管理者と連携して、農作業の体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ（直売所）の魅力向上に取り組む。

また、来場した市民が快適で安全に過ごせるよう、魅力向上のための施設整備や老朽化した施設の計画的な改修に取り組む。

②森林公園等の整備（再掲）

森林公園等において、支障木の除去や広葉樹の植栽を行い、展示効果の高い森林を整備する。

また、園路や施設を整備し、市民に森林レクリエーションの場としての質の高い森林を提供する。

③漁港のにぎわいづくり

若松区脇田漁港にある「ひびき海の公園」内の海水浴場、海釣り栈橋、人工海浜、フィッシャリーナ、フィッシャーマンズワープ「汐入の里」の充実を図るとともに、イベントなどを拡充することで、公園内での回遊性を高め、多くの賑わいを創出する水際線づくりに取り組む。

(3) 鳥獣被害の軽減

①啓発活動や情報発信の強化

出前講演の実施、市政だよりへの特集記事の掲載、啓発看板や啓発チラシの作成などを通じて、エサをやらない、近づかない、刺激しないなど、人と野生鳥獣との付き合い方についての知識や理解の向上を図っていく。

②野生鳥獣とすみ分けできる環境づくり

地域が一体となってワイヤーメッシュや電気柵を導入することにより、農地や市街地への野生鳥獣の侵入を防止し、被害の軽減を図っていく。

また、野生鳥獣が市街地に定着しないよう、ペットのエサや家庭菜園等の適正な管理や、竹やぶの除去等に市民と協働して取り組んでいく。

③被害防止のための追い払いや捕獲

市、JA、猟友会などで構成する「イノシシ駆除協議会」活動の強化に努め、イノシシ等の効率的な有害駆除を推進していく。捕獲後の活用策として、ジビエ普及の取組も進めていく。

市街地で出没したサル等については、市民生活への影響をできる限り軽減し、被害を防止するため、地域や警察と連携して追い払いを行う。

(4) 総合農事センターの機能強化

①「農業のショールーム」としての農事センターの取組強化

市民に農業を身近に感じてもらい、関心を高めるため、試験・展示栽培を行っているほ場や農業施設等を公開する。

また、総合農事センター内にスマート農業技術を導入した施設整備を行い、市民に公開するとともに、技術を活用した栽培技術取得研修を実施することで、新たな農業者(新規就農者、半農半X等)や高齢の農業者でも生産性の高い農業の実現が可能な環境作りを目指す。

②指定管理者と連携した総合農事センターの魅力向上(再掲)

指定管理者と連携して、農作業の体験や動植物とのふれあいの機会を充実するとともに、梅園やバラ園などの総合農事センターのリソースを活用したイベントや地域と連携したイベントの開催、農林ショップ(直売所)の魅力向上に取り組む。

また、来場した市民が快適で安全に過ごせるよう、魅力向上のための施設整備や老朽化した施設の計画的な改修に取り組む。